

森林環境税(国税)の課税開始

森林環境税

森林環境税は、令和6年度から課税される国税です。当該年度の初日の属する年の1月1日において、国内に住所を有する個人に対し、年額1,000円が課税されます。

森林環境税は国税ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、個人の市・県民税均等割と合わせて賦課徴収することとされています。

令和6年度以降の個人市・県民税均等割額及び森林環境税

個人市民税・個人県民税の均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円(市民税500円・県民税500円)が引き上げられ、賦課徴収されていました。

この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税が導入されます。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

税目等		令和5年度まで	令和6年度以降
市民税	均等割額	3,500円	3,000円
県民税	均等割額 ※とちぎの元気な森づくり県民税700円を含む。	2,200円	1,700円
国 税	森林環境税	-	1,000円
合計(年額)		5,700円	5,700円

国民健康保険税の課税限度額改正と軽減判定式の見直し

■課税限度額の改正

国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう、課税限度額が改正となり次のとおり引き上げられます。

- ・後期高齢者支援金分20万円(令和5年度)→22万円
- ・国民健康保険税全体102万円(令和5年度)→104万円

■低所得世帯に対する軽減判定式の見直し

所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度です。令和6年度は、表のとおり軽減判定式が見直されます。

軽減割合	軽減判定式
7割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)
5割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 295,000円 × 被保険者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 54万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者の被保険者に移行した方を含む

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

相続登記の申請義務化

法務局に登録してある土地・建物については、4月1日から相続登記をすることが義務となりました。正当な理由がなく相続登記の申請を行わなかった場合は、過料(ペナルティ)の対象となることもあります。詳しくは、宇都宮地方法務局のホームページをご覧ください。

なお、栃木県司法書士会が運営する相続登記相談センター ☎0120(13)7832をご利用いただけますと大変便利です。

■問い合わせ先

宇都宮地方法務局小山出張所
(小山市花垣町1-13-40)

☎(22)0361



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

広告

買取・仲介 どちらでもOK!

無料相談! 致します 秘密厳守! 致します

とちぎ未来開発

栃木市箱森町 36-17 株式会社

お問合せはこちら

0282-24-5687

「ノーブルホーム」

のグループ会社



土地・建物
売ってください!

